

独立行政法人地域医療機能推進機構中期計画（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、2024 年（令和 6 年）2 月〇日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人地域医療機能推進機構中期目標を達成するため、通則法第 30 条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人地域医療機能推進機構中期計画を定める。

2024 年（令和 6）年 3 月〇日

独立行政法人地域医療機能推進機構
理 事 長 山 本 修 一

前文

独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「JCHO」という。）は、平成 26 年度に設立されて以降、財政的に自立した運営が強く求められる状況の下、地域医療及び地域包括ケアに積極的に貢献すべく、紹介率及び逆紹介率の向上を通じた地域の他の医療機関との連携の推進、急性期病棟から地域包括ケア病棟への転換といった地域医療のニーズに応じた医療機能の提供、医療と介護とを一体的に提供できる強みを活かした在宅療養への支援等に取り組み、超高齢社会における地域住民の生活を支えてきた。

JCHO は、第 3 期中期目標期間において、人口減少やアフターコロナにおける患者の受療行動の変化、地域医療構想の本格化、医師の働き方改革への対応及び物価・人件費の上昇等の様々な外的要因により、地域における医療提供体制を取り巻く環境が大きく変わる中、地域の医療に関するニーズの変化等に対応しつつ、引き続き地域医療及び地域包括ケアに大きく貢献し、地域住民の生活を支えていくとともに、地域医療構想の実現に資するよう、主に次の取組を重点的な事項と位置付けて取り組んでいくこととする。

1. 医療の質・安全管理体制の拡充に向けた取り組み
2. 経営強化本部を立ち上げ「良質な医療を提供する」ことを第一とした健全経営の支援
3. 将来の医療需要の動向をしっかりと踏まえ、地域で求められる役割を確実に果たすために、建て替えなど必要な施設整備を見据え、償還確実性の高い財務計画の策定
4. 現場のニーズをしっかり汲み取りながら整備を進め、各施設に合わせた業務効率化や新たな医療・介護ニーズに積極的に対応
5. 患者や社会に対する広報に加え、本部と施設同士のコミュニケーションを深め、JCHO としての一体化を図る

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 診療事業

(1) 良質で効果的・効率的な医療提供体制の推進

効果的・効率的な医療提供体制の推進のため、将来の医療需要の動向を踏まえ、地域医療構想の実現に向け、地域の他の医療機関等との連携を進めていくとともに、地域包括ケアシステムの要として良質な医療を提供する体制の充実・強化に取り組む。

また、地域で求められている良質な医療を提供するため、JCHO調査研究事業を推進し、直面している課題の解決に資する根拠を確立し、医療の質の向上に寄与する。

① 良質な医療の提供

患者に良質かつ安全・安心な医療を提供するため、医療安全文化の醸成及び医療安全管理体制の一層の充実に取り組む。また、多職種間の協働によるチーム医療の実施、病院機能評価等の第三者評価の受審及び臨床評価指標の活用等により、各病院における医療の質の更なる向上を図る。

② 地域の他の医療機関等との連携

JCHO病院の多くが、医療・介護両方のサービスを提供できる強みを生かして、それぞれの地域における医療・介護を提供する機関との連携の中で、求められる役割を確実に果たすよう努める。

医療資源を重点的に活用する外来や急性期医療を担う病院においては、医療機能の分化・連携に資するため、地域医療支援病院や紹介受診重点医療機関等として、逆紹介や医療機器の共同利用の促進など、一層その機能を発揮するように取り組む。

地域に密着した病院では、地域における医療の中心的な提供主体としてプライマリ・ケアを担っているかかりつけ医や地域の在宅療養を支える中心的役割を担っている訪問看護ステーション等との連携・協力を一層推進する。

また、かかりつけ医機能を発揮する医療機関をはじめ、地域の医療・介護施設との連携に必要な、感染予防や認知症に関する研修を含む、地域の医療・介護従事者向けの研修を実施するなど、地域の他の医療機関等との連携を推進する。

③ 5疾病・6事業等の実施

新たに都道府県医療計画に追加される新興感染症への対応を含め、これまでJCHOの各病院が取り組んできた救急医療、在宅医療、認知症対策、へき地等の医師不足地域への医師の派遣など5疾病※¹6事業※²等について、各病院の機能や特性等を踏まえ、地域で求められる役割を確実に果たすよう努める。

また、大規模災害が発生した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号に基づく内閣総理大臣の指定を受けた指定公共機関として、国や自治

体と連携し、被災地の実情に応じた持続的な支援を行う。

※1 5 疾病…がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患

※2 6 事業…救急、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）

④ 地域におけるリハビリテーションの実施

「医療・介護が必要な状態になっても、自分が住み慣れた地域で暮らし続けたい」という思いに応えるため、自治体と連携するとともに、医療と介護の両方を提供しているJCHOの特長を生かし、医療・介護の連携により早期に適切なケアプランを策定するなど、地域の実情に応じて急性期から回復期において効果的なリハビリテーションを実施する。

⑤ 評価における指標

- (ア) 全ての病院が病院機能評価等の第三者評価の認定を受けることとする。
- (イ) JCHO全体での逆紹介率を、毎年度増加させるとともに、中期目標期間の最終事業年度までに70.0%以上とする。
- (ウ) 救急告示病院又は病院群輪番制病院に指定されている病院の救急搬送 件数を毎年度、前年度より増加させる。

(2) 予防・健康づくりの推進

地域住民に対し、生活習慣病、ロコモティブシンドローム、やせ、メンタル面の不調の予防といった「誰一人取り残さない」健康づくり、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり等に関する公開講座等を開催することや、各種予防接種を実施することなどにより、地域全体の健康づくりに寄与する。

また、健康診断（以下「健診」という。）受診者のニーズの多様化に対応し、地域住民が主体的に健康の維持増進を図ることができるよう、巡回健診や土日祝日の健診等を充実させるとともに、特定健康診査（以下「特定健診」という。）項目を含む人間ドックや生活習慣病予防健診等の強化に取り組む。これらに加え、オプション検査を豊富に取り揃えることで、施設内健診の充実を図り、効果的な特定健診等を実施する。さらに、特定保健指導の実施にあたっては、ICTの活用により対面での指導が困難な対象者へのアプローチを広げるなど、利便性の向上や効率的な指導体制の確保により支援効果を高めるように努める。

こうした健診の受診体制の充実により健診受診者数を着実に増加させるとともに、病院に併設されていることを生かし、要精密検査等となった者が速やかに受診できる取組を進めることで地域住民の疾病の早期発見・早期治療に貢献する。

○ 評価における指標

地域住民への教育・研修の実施回数（JCHOの職員が地域住民等に対して

講演や研修等を行った回数。オンラインでの実施を含む) を毎年度 1,000 回以上とする。

2 介護事業

人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なるため、地域の実情に応じた介護ニーズや自事業所の機能を踏まえ、住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供できるよう地域包括ケアシステムの推進に取り組む。

特に病院の附属施設であり、病院と一体的に運営されているという J C H O の介護老人保健施設(以下「老健施設」という。)等の特長を生かした医療と介護の連携を強化し、老健施設における医療ニーズの高い者(喀痰吸引、経管栄養、酸素療法が必要な者等)の受入れや、訪問看護ステーションにおける重症者(在宅での鎮痛療法や化学療法を行っている末期の悪性腫瘍、在宅酸素療法など特別な管理を必要とする者等)の受入れを推進する等、質の高いケアが提供できる体制の充実・強化に取り組む。

介護サービスの実施に当たっては、地域住民が、できる限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けたいという思いに応えるため、在宅復帰・在宅療養支援の促進や認知症対策及び自宅での介護や看取り等の個別ニーズに寄り添った柔軟かつ多様なサービスが提供できるように努めるとともに、地域包括支援センターにおいて多職種連携により、地域の困難事例の抽出及びその解決に取り組む。

また、介護保険制度は 2000 年(平成 12 年)に創設されてから 20 年以上が経過し、地域密着型や複合型等の介護サービスの多様化や介護療養病床から介護医療院への移行等の状況の変化を踏まえ、地域から求められる新たな介護サービスの実施に向けた検討を行う。

(1) 入所系サービスの充実

老健施設において、医療と介護の連携を強化し、医療ニーズの高い者の受入れ等、質の高いケアが提供できる体制の充実・強化に取り組む。

また、在宅復帰・在宅療養支援の促進や認知症対策等の個別ニーズに寄り添った柔軟かつ多様なサービスが提供できるように努める。

さらに、地域住民の医療及び介護両面の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう新たなサービスの実施に向けた検討を行う。

(2) 在宅療養支援の推進

今後増加が見込まれる訪問看護の需要に対して、病院や老健施設に訪問看護ステーションが併設されていることを生かし、円滑に在宅療養に移行できるような早期からの退院支援、在宅での急変時の入院・入所支援など病院・施設関係者と協力した在宅療養支援を行う。

また、重症者の受入れや緊急時を含む 24 時間対応等に加え、在宅での看取りに対応できるよう体制を強化し、利用者や家族の意向に沿ったサービスの提供に取り

組む。

さらに、訪問看護に関わる人材の育成、地域住民への在宅医療等に関する情報提供・相談支援、地域の訪問看護事業者間との連携や関係機関との連携強化などの地域支援を通し、地域の在宅療養を支える中心的役割を担う。

(3) 介護予防事業及び自立支援・重度化予防の実施等

地域包括支援センター等において、行政等と連携を図りながら、地域全体に対して、自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携の推進、高齢者の社会参加の促進など、地域の実情や状況に応じた様々な取組を行う。

また、生活上の不安が生じた高齢者やその家族からの相談に対し、適切な機関につなぐなどの対応を行う体制を整備するとともに、地域ケア会議等での多職種連携により、認知症対策、在宅医療・介護の連携などの地域の困難事例の抽出及びその解決に取り組む。

○ 評価における指標

訪問看護ステーションの特別管理加算の算定件数について、毎年度 10,000 件以上とする。

3 病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供

(1) 分かりやすい説明と相談しやすい環境の推進

患者やその家族が提供される医療についてよく理解し、自身の治療の選択を主体的に行えるよう、相手にとって分かりやすい説明を心掛けるとともに、人生会議（ACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス）等を通じて患者やその家族の意向を十分に理解し、それを尊重しながら、お互いの信頼関係の下、患者が自分自身の医療に主体的に参加するための相談しやすい体制を充実させる。

また、入院前から退院後の生活を見据え、必要な支援を早期より開始することで、患者やその家族が安心して在宅療養へ移行できるよう、支援体制を強化する。

このような患者サービスの向上に努めるため、患者や利用者への満足度調査をはじめとする各種調査結果を参考に、患者等のニーズを的確に把握し、その改善に取り組むことにより、患者やその家族等から選ばれる病院等を目指す。

(2) 医療事故・院内感染の防止の推進

良質な医療の提供に向けた医療安全管理及び感染管理の体制整備及び活動の推進を図るため、医療安全に係る報告や、医療関連感染の発生等に関する情報を収集・分析し、医療の質・安全管理委員会において方針や課題の検討を行うとともに、毎年、医療安全及び感染管理の管理者等に対し、研修を実施するなど、医療安全及び

感染対策の取組の充実を図る。さらに外部評価を活用し、透明性をもった医療の提供に向けて取り組む。

また、JCHOの有する全国ネットワークを活用し、JCHO内における事案や対策等の情報共有により、再発及び発生防止に向けた取組を推進する。

○ 評価における指標

- (ア) 患者満足度調査の「総合評価」の5段階評価において最高評価を5点、最低評価を1点として点数化し、毎年度、平均得点を入院で4.45以上、外来で4.20以上とする。
- (イ) 老健施設の利用者満足度調査の「総合評価」の5段階評価において最高評価を5点、最低評価を1点として点数化し、毎年度、平均得点を入所4.46以上、通所で4.54以上とする。
- (ウ) 全ての病院が下記の①②を満たすこととする。
 - ① 実働病床数に対する院内インシデント・アクシデント報告総数の割合が5倍以上とする。
 - ② 全報告数に占める医師からの報告件数の割合を将来的に10%以上とすることを目標とし令和5年度実績値よりも、毎年度1%ずつ増加させる(10%に達した場合には10%以上の水準を維持する)。

4 教育研修事業

(1) 質の高い人材の確保・育成

JCHOの全国ネットワークを活用し、「教育のJCHO」を確立するため、地域の他の医療機関等とも連携しつつ、法人全体として高度急性期から慢性期まで幅広い医療を提供しているJCHOの特長を生かした臨床研修プログラムやキャリアパスの見直しを図ることにより、質の高い職員の確保・育成に取り組む。

また、良質な医療を提供するため、院内での医療安全活動の取組を推進する人材を複数職種で育成するとともに、それらの職種で構成されたチームにより患者及び院内職員の医療安全への理解の促進に努める。

① 質の高い医師の育成

医療・介護が必要な状態になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズの増大等を踏まえ、医師不足地域で貢献する医師、多様な病態に対する基本的な診療能力を備え、患者の初期対応及び管理を適切に行うことができる医師、各専門科の医師やメディカルスタッフ等と連携し、患者の包括的なケアにおけるリーダーシップを発揮し、タスクマネジメントを実践できる医師を育成することが重要であるため、JCHOの全国ネットワークや医療・介護両方のサービスを提供しているという特長を生かし、引き続き、総合診療医の育成に取り組む。

② 質の高い看護師の育成

チーム医療及び在宅医療の推進、新興感染症等の感染拡大時の迅速かつ的確な対応、働き方改革への対応等のため、地域及び各施設のニーズに合った、特定行為を実施する看護師や高度な看護実践能力及びマネジメント能力を持ち、医師など多職種との協働により、チーム医療を積極的に提供できる質の高い看護師の育成に取り組むとともに、特定行為を実施する看護師等が活躍できる環境を整え、介護・慢性領域への配置を含む配置者数の増加及び定着、タスク・シフト／シェア等を推進する。

また、チーム医療の推進、看護の質向上のため看護管理者としてマネジメントできる人材や実践者として活躍できる人材を育成する。

③ 質の高い職員の育成

地域の医療・介護の質の向上に貢献するため、かかりつけ医機能を発揮する医療機関との連携に必要な感染対策、認知症対策、ACP や倫理等に関する研修を含むメディカルスタッフへの教育に取り組む。特に深刻な人材不足となっている病院薬剤師については、中期計画期間中に「JCHO薬剤師レジデント制度（仮称）」を創設し、急性期から慢性期における効果的な薬物支援療法やチーム医療を推進するとともに、地域医療に貢献できる病院薬剤師の育成に取り組む。

さらに、メディカルスタッフや事務職といった職種にかかわらず、質の高い人材を確保していくため、職種横断的な研修体系への見直しを行い、職員全体の質の底上げへ取り組む。具体的には、JCHOが財政的に自立した運営を目指す中で、病院の各部門が一体となって経営改善に取り組めるよう、職種横断的な経営分析や組織マネジメントに関する実践的な研修を実施することにより、自院の現状を正しく理解し経営戦略を立案できる人材の育成に取り組む。

(2) 地域の医療・介護従事者に対する教育

地域の医療・介護の質の向上に貢献するため、かかりつけ医機能を発揮する医療機関をはじめとした地域の医療・介護施設との連携にあたり、必要となる感染予防や認知症に関する研修などの実施により、地域の医療・介護従事者に対する教育に取り組む。

○ 評価における指標

- (ア) 全ての病院で医師・看護師を含む3職種以上が医療安全管理者養成研修を受講することとする。
- (イ) 特定行為研修修了者の配置者数を毎年度、前年度より増加させるとともに、配置者数に対する特定行為を実施する者の割合を毎年度 50%以上とす

る。

(ウ) 地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数（JCHOの職員が地域の医療・介護従事者に対して講演や研修等を行った回数。オンラインでの実施を含む。）を毎年度650回以上とする。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的な業務運営体制の推進

法人全体として経営の健全性を確保していくため、本部機能の見直しなど、理事長がリーダーシップを発揮できるよう、理事長を中心としたマネジメント体制を構築する。

2023年度（令和5年度）及び2024年度（令和6年度）の「経営強化集中期間」における各病院の取組状況等を踏まえ、各病院の地域における役割や経営状況等に応じた適切な資源投入のあり方を検討する。

(1) 本部・地区組織・各病院の役割分担

JCHOが果たすべき役割を確実に実施し、本部と病院、それぞれが求められる役割を適切に果たせるよう、国の医療政策や介護政策等に合わせた柔軟な組織・業務の見直し等に取り組む。

(2) 効率的・弾力的な病院組織の構築

各病院がそれぞれの地域のニーズを踏まえ、限られた医療資源を最大限に活用しつつ、果たすべき役割を確実に実施できるよう、各病院単位だけでなく法人全体や地域においても、各地域で必要な医療の提供に向けたマネジメント体制や効率的なネットワークの構築等に取り組む。その際、地域の限りある医療資源の効率的配置にも資するため、必要に応じて地域医療連携推進法人制度を活用するなど、地域医療構想に積極的に参画していく。

また、2025年（令和7年）に向けた地域医療構想だけでなく、ポスト地域医療構想や今後の幅広い介護需要の増加を見据え、地域医療・介護の担い手として、地域のニーズの変化に柔軟に対応できるよう努める。

(3) 職員配置

職員配置については、各病院における地域事情や特性を考慮するとともに地域における医療需要を踏まえて、業務量の変化に柔軟に対応できるよう、適宜見直しを図りながら、JCHOのネットワークも活用し、医師・看護師等の人材を確保し、適正な職員配置に取り組む。

(4) 労働生産性の向上

労働生産性の向上を図るため、適切な労務管理の実践、働き方改革の取組などにより、勤務環境の改善に取り組む。また、研修等により、職員の能力・資質の向上

に取り組む。

(5) 業績等の評価

本部が各病院の目標管理及び運営実績等に基づく評価を行う。また、職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を適正に評価し、職員の給与に反映させるとともに業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を適切に運用し、人事制度への活用を図る。

(6) 情報システム整備及び管理

電子処方箋をはじめ、「医療 DX の推進に関する工程表」（令和 5 年 6 月 2 日医療 DX 推進本部）に基づき政府が進める医療 DX の各取組に率先して取り組むことにより、業務の効率化、質の高い医療サービスの提供や新たな医療ニーズへの対応等を実現するための基盤整備を進めること。

また、情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO の設置等の体制整備を進めるとともに、地域連携を進めるための情報システムの適切な整備及び管理を行う。

2 業務運営の見直しや効率化による収支改善

各病院の特性を生かした良質な医療の提供を図るとともに、適正な職員配置、後発医薬品の採用促進等の業務運営の見直しを通して、診療収入等の増収及び経費節減を図り、各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営をする。あわせて、経営状態に応じた適切な投資を促進し、より各病院の特性や医療資源を活用できる環境整備を行うことにより、更なる経営基盤の強化に取り組む。

(1) 収入の確保

効果的・効率的に病床を運用し、病床稼働率の向上を図るなど、医療資源の有効活用を推進するとともに、効果的・効率的に職員を配置し、医療及び介護の質や安全性を向上させつつ、診療報酬や介護報酬の施設基準の新規取得を図ることにより、収入の確保に努める。

医業未収金については、新規発生防止の取組を一層推進しつつ、的確に管理することでその回収に努めることとする。

(2) 適正な人員配置に係る方針

良質な医療及び介護を効果的・効率的に提供していくため、医師、看護師、介護福祉士等の医療・介護従事者数については、経営にも十分配慮の上、医療及び介護を取り巻く状況の変化に応じて適切に対応するとともに、給食や医事等の業務においては、アウトソーシング化等による業務の効率化・迅速化だけでなく、サービスの質の向上や人材育成等の効果等についても総合的に勘案した上で、適正な人員配置に努める。

これらの取組により、人件費率と委託費率を合計した率について、各病院の業務の量と質に応じた適正な率とすることを目指す。

また、給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。

(3) 材料費

同種同効果医薬品の整理などの使用医薬品の標準化を進めつつ、医薬品の共同調達などの業務の合理化を推進することにより、スケールメリットを生かして購入価格等の見直しを行い、業務収益に対する医薬品費などの材料費の比率（材料費率）の低減を図る。

(4) 投資の効率化

厳しい経営環境の下、病院機能の維持及び改善を行うため、法人全体及び各病院の経常収支及び資金確保状況に応じ、確実な償還が見込まれる建物、医療機器及びITへの投資については、必要な資金を配分する。

また、病院の経常収支等の状況に応じて、地域における貢献度をより高め、病院機能の強化・充実に資する等の投資効果が見込まれる場合には積極的な投資を行うことにより、法人全体の収支及び資金状況の改善を図る。

(5) 調達等の合理化

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人地域医療機能推進機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

(6) 一般管理費の節減

一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、引き続き効率的な執行に努める。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 経営の改善

各病院の収支改善に取り組み、JCHO全体として、中期目標期間を通じた損益計算において、経常収支率の平均を100%以上とする。

また、経常収支率が100%未満となるなど、経営等に課題のある病院に対して、本部が必要に応じて支援を行う。

○ 評価における指標

中期目標期間を通じた損益計算において、JCHO全体の経常収支率（経常収益÷経常費用×100）の平均を100%以上とする。

2 長期借入金の償還確実性の確保

各病院の機能の見直し及び維持を図りつつ、投資を合理的かつ計画的に行うことにより、中・長期的なJCHOの固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。

このため、個々の病院における建物、大型医療機器や医療DXの投資に当たっては、長期借入金等の償還確実性等を確保するとともに、一定の自己資金を用意することを原則とする。

また、本部においても適切な長期借入金の管理を行い、計画的な償還を行っていくこととする。

さらに、長期借入金等の償還確実性等を確保するため、JCHOの財産の全部又は一部について必要に応じ処分する場合には、通則法の規定により財務大臣に事前に協議することとする。

- 1 予 算 別紙1
- 2 収支計画 別紙2
- 3 資金計画 別紙3

第4 短期借入金の限度額

1. 限度額 50,000百万円

2. 想定される理由

- (1) 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の支出への対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な支出増への対応

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし。

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする時は、その計画

なし。

第7 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入、医療DXの投資）及び借入金の償還に充てる。

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する事項

良質な医療及び介護を効果的・効率的に提供していくため、医師、看護師、介護福祉士等の人材確保・育成については、計画的に取り組む。

特に、医師・看護師不足対策として、離職防止等の対策を講じる。

また、良質な人材の有効活用を図るため、人事交流を促進することを目的した人事調整会議を行うほか、有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施する。

さらに、働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組む。特に医師の勤務負担の軽減や労働時間短縮のため、タスク・シフト／シェアの推進等の国の方針に基づいた取組を着実に実施する。

あわせて、職員が能力を十分発揮できるよう安全で働きやすい職場環境を構築するため、ハラスメント研修の実施や相談しやすい窓口の設置等により、ハラスメントのない職場づくりに取り組む。

2 施設・設備に関する計画

中期目標の期間中に整備する施設・設備計画については、別紙4のとおりとする。

3 積立金の処分等に関する事項

積立金は、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入、医療DXの投資）及び前中期目標期間の終了時までに自己収入財源で取得し、本中期目標期間に繰り越されている固定資産の減価償却に要する費用等に充てる。

4 内部統制の充実・強化等

内部統制の更なる充実・強化を図るため、効率的かつ実効性のある内部監査の実施によりJCHOの適正かつ能率的な運営の確保に努める。

リスク管理については、業務運営において想定されるリスクを洗い出し、顕在化を抑止するための方策を検討・実施する。そのうえで、モニタリングを通してその取組が有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて見直しを行うなどの取組を推進する。

併せて、コンプライアンスの徹底に対する取組を推進するため、必要に応じて体制の見直しを行うほか、職員に対する継続的な研修の実施により意識の徹底を図るなど、高い倫理性を確保し、組織の価値の維持・向上を図る。

さらに、JCHOの業務の透明性、内部統制の信頼性の確保、情報セキュリティ対策を円滑に推進するために、監事および会計監査人と連携し、監査を実施するほか、第三者機関による情報セキュリティ監査を実施する。

5 情報セキュリティ対策の強化

最高情報セキュリティ責任者を中心に情報セキュリティポリシーについて、適宜、

改定を行う。

また、情報セキュリティ監査に基づく適切な対策を図り、情報基盤の更改にあたっては適切なセキュリティ対策を講じるとともに、情報セキュリティ対策の強化に関し、情報セキュリティ研修及び伝達研修を毎年度実施し、標的型攻撃メール訓練も併せて実施する。

さらに、本部および各病院を対象とした情報セキュリティ監査を継続的に実施し、指摘が多い施設についてはフォローアップを行う。

6 広報に関する事項

JCHO及び各病院の使命、果たしている役割・業務、財務運営状況等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページ、SNS等を活用して積極的な広報・情報発信に努める。

7 病院等の譲渡

独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第14条を踏まえた適切な対応を行う。

8 その他

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。